

第 1 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 1 月 9 日

知 多 市 教 育 委 員 会

第 1 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 7 年 1 月 9 日
招 集 場 所	知多市役所 2 階教育委員会室
開 会	午前 9 時 3 0 分
閉 会	午前 1 1 時 5 2 分
出 席 委 員	委員長 岩見田 健 委員長職務代理者 平 松 鋼 一 石 井 文 廣 深 谷 尚 義 竹 内 聰 一 教育長 小 宮 克 裕
出席した職員	教育部長 立 川 泰 造 生涯学習課長 竹 内 康 成 生涯スポーツ課長 片 山 信 弘 青少年支援課長 柴 山 利 之 学校教育課長 新 海 本 綱 指導主事 澤 田 広 彰 深 津 俊 雄 事務局学校教育課 森 真 哉 木 村 圭 吾
傍 聴 者	なし
議 題	議案第 1 号 知多市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正 について (協議) 議案第 2 号 知多市教育委員会公告式規則の一部改正について (協議) 議案第 3 号 知多市教育委員会会議規則の一部改正について (協議) 議案第 4 号 知多市教育委員会傍聴人規則の一部改正について (協議) 議案第 5 号 知多市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について (協議) 議案第 6 号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について (協議) 議案第 7 号 知多市教育委員会事務局専決規程の一部改正について (協議) 議案第 8 号 知多市教育委員会公印規程の一部改正について (協議) 議案第 9 号 平成 2 6 年度知多市公立学校教職員等表彰について (協 議) 議案第 1 0 号 第 6 回プリンス旗少年軟式野球大会の後援について (協議)
そ の 他	(1) 平成 2 6 年度体力・運動能力調査の結果について (報告) (2) 平成 2 6 年度末及び平成 2 7 年度始めの儀式的出席者について (報告) (3) 平成 2 6 年度学校給食残菜率 (2 学期) について (報告) (4) 平成 2 7 年度知多市学校給食実施計画 (案) について (報告) (5) 知多市のめざす教育 (平成 2 7 年度版) (案) について (報告) (6) 平成 2 6 年 1 2 月準要保護者等の認定状況について (報告)

(7) 教育委員会後援事業について（報告）

- 1 開 会 出席委員 6 人
第 1 回知多市教育委員会定例会を開会する。
- 2 前回会議録の承認について 第 1 3 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。
署名委員 竹内委員、平松委員
第 1 回定例会会議録署名委員の指名
平松委員、石井委員
- 3 委員長報告 前回定例会以降の委員長報告は、別紙のとおりである。
- 4 教育長報告 前回定例会以降の教育長報告は、別紙のとおりである。

5 議 題

- (1) 議案第 1 号 知多市教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について (協議)

(説明) 学校教育課長

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、委員の定数を改めるために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

(質疑・意見)

委員

この条例の改正だけでなく、今回の議案全体をとおして経過措置があるので、教育長が欠けても、本日、取り下げのあったもの以外は、今後は、例規の改正は行わないということですか。

学校教育課長

そうです。

委員

前年の東海市での会議において他市の状況を聞きましたが、その後の状況はどうですか。

学校教育課長

総合教育会議は、東海市は、市長部局で所管しますが、他は教育部局の学校教育課で所管するようです。また、条例等の改正は、3月議会で行います。

委員

東海市は、市長部局に事務局を置くが、他市は、教育部への補助執行ということですか。

学校教育課長

最終決定かどうかは分かりませんが、そういうことです。なお、県からの調査があり、来週に報告するところですが、その後、その結果が来るとお思いますので、報告します。

委員

今回用意をお願いした、26年7月の文科省からの通知の14ページ、④施行日以後新たに任命する委員の任期ですが、知多市の場合、27年度に1人、28年度に3人、29

年度に1人で、いびつな格好になりますが、この特例規定は条例で定めるべきではありませんか。

学校教育課長

今後の委員の交代ですが、この特例は、その任期を短くするというものであり、条例で定めることは考えていません。

委員

任期の特例は、条例で定めなくてもできるのですか。

教育長

新教育長制度になりますと、5人の委員を4人にする可能性があります。そのときは、条例を改正することになります。

教育部長

現行の教育委員も一斉に交代しないようにするよう定められていたと思いますし、そのことで条例で定めることはしていません。また、人数のことも含めて、今後どうしていくかを検討しており、なるべくこのようになるよう、4年間のうちにしていきたいと考えています。

学校教育課長

附則第4条に新たに任命される委員の任期の特例があります。

委員

長が任期を4年以内で定めることができるということですか。

学校教育課長

そうです。

(採決) 全員賛成により原案承認

(2) 議案第2号 知多市教育委員会公告式規則の一部改正について (協議)

(説明) 学校教育課長

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則中で引用する条項及び字句を改めるために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成により原案承認

(3) 議案第3号 知多市教育委員会会議規則の一部改正について (協議)

(説明) 学校教育課長

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則中で引用する条項及び字句を改めるために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

(質疑・意見)

委員

第13条第2項の賛否の発言とは、賛成とか反対とかの発言のことですか。

学校教育課長

そうです。

委員

今までは、挙手による採決がなかったのにやっていたということですか。でも、これも新教育長になるまでは今のままですよね。適用しないということですか。

事務局（森）

第2項に、委員長の文言があり、それとの切り分けが難しいので、経過措置で適用しないとしています。今までと同様、挙手をここに載せないということもできますが、現実には挙手による採決を行っているので、この機会に、規定したいと思って載せました。矛盾はありますが、従前のおりということでご理解ください。

委員長

慣習的に行ってきたという事実があるので、規則で規定したいということですね。

（採決）全員賛成により原案承認

（4）議案第4号 知多市教育委員会傍聴人規則の一部改正について（協議）

（説明）学校教育課長

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則中の字句を改めるために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

（質疑・意見）なし

（採決）全員賛成により原案承認

（5）議案第5号 知多市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について（協議）

（説明）学校教育課長

今回の改正は、市の組織改編及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則中で引用する条項及び字句を改めるために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

（質疑・意見）

委員

本日取り下げた議案に関係しますが、補助執行について、この規則では残っているということですか。

学校教育課長

市長部局からの依頼に基づき取り下げた議案にかかる補助執行は、この規則とは別のものです。

委員

教育委員会が総合教育会議を補助執行することは決まっているということですか。

学校教育課長

そうです。

教育長

教育委員会が行うことで進んでいるということですね。

学校教育課長

そうです。

委員

市長部局が行うことになったら、ここには載ってこないということですか。

学校教育課長

そうです。

委員

そうすると、教育委員は、総合教育会議については、何も見えないということになります。

学校教育課長

教育委員会の規則では、何も載らないことになります。

委員

総合教育会議を企画情報課で行うということであれば、ここには載らないし、企画情報課が所管することになったということも今日も聞くことができないということになります。

学校教育課長

その場合は、規則ではなく、別に報告することになります。

委員

市長と教育委員会で、どうしていくかを話し合っただけで決める必要があると思います。

教育長

市長としては、教育委員会のことであるから教育委員会で行って欲しいということですが、2月12日に行う市長との懇談会で、そのことが話題になると思います。

委員

この規則に総合教育会議を載せたことは、フライングになっていると捉えればいいですか。

教育長

市長との話し合いの中で決めていく必要があると思いますが、こうなっていくであろうということを踏まえて、ということでご理解ください。

委員

文科省の通知文の13ページの上の部分がこだわっていることです。

次に、第12条ですが、教育長の職務代理は、教育委員会が教育長に事務委任したことについてですよね。法25条4項は、そういうことですよ。

教育長に事故があるとき又は欠けたときは、教育長職務代理者である委員がすべて行うということであると思いますがどうですか。

教育長

事務的なことは、部長に任せるとのことです。

委員

それは、教育長職務代理者が任せるとのことだと思います。教育長が欠けたときに、いきなり部長が行うということではないと思うのですがどうですか。職務代理者から25条4項に基づいて、部長に任せるとのことだと思います。

教育長の職務代理は、法で委員が行うことになっています。職務代理者がすべての事務

を行うこととなりますが、予め教育長に委任した事務は、職務代理者が頼んでもいいよということですね。

文科省の通知、3ページの(3)新「教育長」の代理にそのことが記載されています。

委員長

委員の職務代理者が、具体的な事務について委任するという事になっているべきであるという指摘です。

事務局(森)

このことについては、企画情報課及び総務課と協議しましたが、教育長が欠けたときは、予め指名した委員がその事務を行うこととなります。そして、その中でできない事務は、事務局に委任することができます。

委員会の招集、運営などは、職務代理者が行うこととなりますが、この組織規則の中の代理は、教育長に対する事務委任規則で教育長に委任した事務を対象にしています。

25条4項の「事務局職員等をして臨時に代理することができる」ということについて、県に確認したところ、教育長に委任した事務は、12条のように行うことができるということでした。教育長に委任した事務に限り、委員の職務代理者ではなく、部長が代理することができるということでした。

したがって、すべての事務を部長が行うということではなく、予め委任された範囲の中で行うという限定のものです。

委員長

委任された事務の範囲の中でという一文が抜けているということだと思いませんか。

事務局(森)

組織の中でどのような事務ができるかは決まっています、委任されていない事務はできないことになっていますので、委任されていないことは、部長が行うことはできません。したがって、この組織規則においては、そこまでは規定していません。

会議規則において、委員長職務代理を規定していましたが、ここでは、教育長の職務代理は規定していません、組織規則において規定していることが、その違いです。

事務委任規則があり、組織規則があります。組織規則における教育長の職務代理は、事務委任規則における事務の範囲内のものであるという解釈をしています。

委員

教育長職務代理者である委員が、事務委任規則で委任した事務を行おうとした場合は、できない、ということになりますか。

事務局(森)

そうなります。

委員長

事実上、部長が行うこととなります。

学校教育課長

あくまでも、委任を受けた事務的なことだけを行うこととなります。

事務局(森)

教育長職務代理者である委員から事務局職員への委任というように規定すると、現状の流れとは異なることになり、条文上も分かりにくいという指摘を受けました。したがって、このようにしました。

委員

法13条の規定による委員が、ということの主語にすれば分かり易いと思います。

委員長

現実では、これで分かり易いと思います。

学校教育課長

新第13条第2項は、教育長の職務代理を規定しています。

新教育長の職務は、教育長と委員長の職務を合わせて行うこととなります。事務局組織規則12条は、教育長が教育委員会の事務の一部の委任を受けていることについて、部長が代理するという事です。

委員

これでいいです。法25条4項は、こういうことです。

教育長

新教育長の教育長の職務代理は、部長が行い、委員長の職務代理は、委員が行うということ事です。

(採決) 全員賛成により原案承認

(6) 議案第6号 教育長に対する事務委任規則の一部改正について (協議)

(説明) 学校教育課長

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、規則中で引用する条項を改め、規則に新たな条を追加する必要があるために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

(質疑・意見)

委員

第2条は、教育長に委任できない事務を規定していて、第1号に市教育行政の一般方針の決定がありますが、新法では、教育委員会の権限から市長の権限になったのではないですか。

委員長

決定するというのがポイントです。

委員

総合教育会議で行おうとしていることが、まさにこのことではないですか。市長が方針を出すための会議です。新法では、市長が方針を出すことになり、教育委員会にはこの権限がなくなったと思います。

学校教育課長

総合教育会議は、長と教育委員会が協議する場です。そこでの審議結果は、それぞれが尊重することになっていますが、法第25条第2項第1号で、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する事は、教育委員会の権限ですので、規則もそのことを定めていると考えています。

委員

違うようにしか思えません。

学校教育課長

今回の法改正では、この部分は、そのままになっていますので、教育委員会に一般方針を決定する権限があると考えています。

長との関係は、総合教育会議において、それぞれが意見を出し合って協議するもので、

その結果は、それぞれが尊重して、執行機関として執行していくこととなります。決定することが市長にあるとはここには決められていないと思っています。

委員

法第1条の3で、長は、大綱を定めるとなっています。大綱は、教育行政の方針であると思います。大綱の決定は、長の権限であると思います。

事務上の一般的な事務は、事務局で行ってもらえればよいですが、教育行政の一般的な方針は、大綱のことであると思って、質問しました。

事務局（森）

第1条の3では、大綱を誰が定めるかを定めていますが、その内容は、長が独断で決めるということではなく、長と教育委員会が協議して決定します。ただし、長は、教育委員会が受け入れることができない事項を大綱に載せることはできますが、教育委員会は、そのことについては受け入れる必要はありません。

法は、大綱をつくる者は、長か教育委員会かということでは、長が作るということを定めていますが、長の方針を受け入れるか受け入れないかの決定は、また、別のことです。

委員

委員会は、次に掲げる事項を除き、とあり、その中に、教育行政の一般方針の決定があります。ですから、教育長が決定するのではなく、合議で決定しなさいとしていると思います。

委員長

ここでいう除きということをごきちんと考えると、大綱での合議もはっきりすると思います。

委員

教育委員会の権限は残っていて、その権限の中で教育長に委任できないことが決められています。1号の一般方針の決定は、教育委員会の権限からなくなったとは思っていませんが、市長とは別の方針を決めていいという意見ですか。

学校教育課長

大綱には、合意したことを載せることとなりますが、合意しないことは載せていかないことになると思います。

事務局（森）

第1号を教育委員会の権限として残しておかないと市長の言いなりになってしまいます。そうなりますと教育委員会の存在意義がなくなります。教育のことは教育委員会が考えて行います。したがって、市長の方針とは別の方針を行うこともあり得ると思います。

大綱には、両者が合意したことだけを載せるのであり、納得できなかったことは載せないこととなります。

したがって、市長部局と教育委員会とが相容れないことが行われていくことも現実にはあると思います。そうでないと、対等の機関として存在していくことができなくなり、そのために、教育総合会議において、市長と教育委員会は対等な立場で存在するというのが、このことであると思います。

第1号がないと、教育長が市長と、委員を除いた中で決めていくことができますので、教育委員会の存在意義がなくなってしまいます。したがって、その権限は、教育長には渡していないというというのが、この第1号であると考えています。

委員長

よく分かりました。

委員

言われることは分かりますが、私は、違うと思います。権限は、剥奪されたと思っています。

す。

新法第21条に教育委員会の権限があり、第22条に長の職務権限があり、大綱の策定は、長の権限になっています。教育委員会には、権限がありません。大綱の策定は、長の事務であるので、規則の第1号は、事務の管理とかの内容に改めた方がよいと思っています。

学校教育課長

新法第21条は、改正前の第23条と内容の改正はありません。新法第22条も大綱の策定に関する事務が追加になっただけです。市教育行政の一般方針の決定は、教育委員会にありました。今回の改正で、教育委員会の職務権限が何も改正になっていないのに、市長に大綱の策定に関する事務が追加されただけで、教育委員会から市教育行政の一般方針の決定がなくなるとは思えません。教育委員会の執行機関としての事務は、何ら改正されていないと思っています。

大綱の策定において、市長の考えが教育行政の一般方針に何らかの影響があるとは思いますが、第1号を改める必要はないと思います。

委員

総合教育会議において、一般方針を決定することに参画することになるということですか。

学校教育課長

そのことを踏まえたものになるということですか。

委員

単独で決めるのではなく、総合教育会議に参画して、一般行政方針を決定することに参画する権限は、教育委員会に残っているということですか。

学校教育課長

そうです。

委員

残っているのか、先程の市長は市長で、教育委員会と並列で行けると言っているのか、どっちなのか。

法の改正の主旨からすると、本来は、市長に権限を持っていくということだと思います。

委員長

そのことが大いに揺れたので、このような玉虫色になったと思います。

総合教育会議は行われていないので、市長と教育委員会との現実のやり取りが伝わって来ていませんが、教育委員会の存在意義からすると、第1号は必要であると思います。

中身は、総合教育委員会に参画して大綱の決定に影響を与えるだけになるかもしれない。

委員

知多市のめざす教育がありますが、これを教育委員会が作るのかどうかということにもつながっていきます。

教育長

市長の考えは、これからあると思いますが、教育委員会が考える教育が一般方針であるなら、残しておいた方がいいと思います。

大綱も、納得できなければ、自分たちの考えるように行ってもよいということはありません。それがなければ、A案、B案のA案で終わってしまうので、死守したことは、教育委員会の在り方をどうしていくかということで、そのことから、こここのところを残していくことが大切だと思います。

市長と教育委員会がお互いに一般方針を出し合って、すり合わせていくという考え方でやっていくものであり、そうでないと知多市は最初からA案で行くということにもなり、そのことからこの部分は残していくべきだと思います。

委員

第1号で拘っていることと法律との間に矛盾したところがあり、そのところをあまり突き詰めることはしなくてよいと思います。今後、何らかの問題が生じたときに改めて考えればよいのではないかと。

委員

現時点では、私たちがいいと思うようにしておけばよいと思います。

文科省の通知で、法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであるとありますが、このことは、両者がよく話し合うということが基本の基本であり、今後のことはともかく、今は、私たちの考えるようにしておけばよいと思います。

教育長

一般方針を大綱と捉えるのかどうか。知多市の教育は大綱を受けたものを出すと捉えるのであれば、そのことまで長が介入してくるのであれば、教育委員会としては受け入れられない。大綱とは、あくまでも大まかなものであり、それを受けて教育委員会としての一般方針を出すということであれば、この部分は残していくべきだと思います。

委員

もう1点、後援名義の使用に関することは、1号から18号のどれに該当しますか。

教育長

18号の等に該当すると考えています。

委員

それには該当しないと考えています。専決すればよいと思います。部長専決のところもあります。他の教育委員会の議事録で見たことがありません。

教育長

調べます。

学校教育課長

要綱がありますので、よく調べて検討します。

(採決) 全員賛成により原案承認

(委員長により、会議を暫時休憩とした。)

(7) 議案第7号 知多市教育委員会事務局専決規程の一部改正について (協議)

(説明) 学校教育課長

今回の改正は、市の組織改編に伴い、青少年支援課の事務が市長部局の子ども未来部に移るために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成により原案承認

(8) 議案第8号 知多市教育委員会公印規程の一部改正について (協議)

(説明) 学校教育課長

今回の改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、別表中の公印を廃止する必要があるために行うもので、新旧対照表により一部改正の内容を説明した。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成により原案承認

(9) 議案第9号 平成26年度知多市公立学校教職員等表彰について (協議)

(説明) 澤田指導主事

1 2月4日、教育委員長、教育長、教育部長、学校教育課長、校長会会長・副会長、教頭代表、教諭代表をメンバーとする審査会を開催し、その場において、「知多市公立学校教職員等表彰要綱」並びに「運用に関する要領」に基づき、各学校長から申請及び推薦のあった13件の審査を行いました。

その結果、要綱の第2条1号の「国又は県、若しくは著名な団体の主催する研究会、コンクール等で成績が優秀であった個人並びに団体」について、3つの団体の推薦があり、認められました。

また、第2条2号の「知多市の学校教育活動において特に成績が優秀で、その功績が顕著であり、他の模範となる個人並びに団体」について、10名の推薦があり、全員が認められました。

本日この場で決定されますと、2月13日に開催される知多市教育研究会発表会で、教育委員長が表彰伝達することになります。

なお、代表受領者は、審査会において、第2条1号関係は旭南小学校の大岡栄喜校長、第2条2号関係は岡田小学校の猪又みゆき主査と決定しましたので、併せて報告します。

(質疑・意見)

教育長

第2号関係は、教諭だけでなく、養護教諭や事務員を候補としてくれています。また、中には30代という若さではあり、年功序列ということではなく、知多市の教育に尽力のあった方が候補者になっています。

(採決) 全員賛成により原案承認

(10) 議案第10号 第6回プリンス旗少年軟式野球大会の後援について (協議)

(説明) 生涯スポーツ課長

第6回プリンス旗少年軟式野球大会の後援について、申請者、事業名、目的、他の後援予

定者、開催期間、会場、参加者、参加費、添付書類等を説明した。

(質疑・意見) なし

(採決) 全員賛成により原案承認

6 その他

(1) 平成26年度体力・運動能力調査の結果について (報告)

(説明) 深津指導主事

資料の1ページは、本年度の全体の結果について愛知県の平均値との比較をまとめたもので、○は知多市の平均値が愛知県の平均値を上回っているもの、●は下回っているものです。

2ページから5ページまでは、調査対象である小学校5年生と中学校2年生の男女別に種目ごとの「全国」「愛知県」「知多市」の数値が記載してあります。なお、平成23年度は、全国調査が行われなかったため、「愛知県」「知多市」の各校20名の抽出児童生徒による結果となっています。

6ページは、愛知県と知多市の平均値を比較した結果の4年間の推移を一覧にしています。なお、この資料で示した知多市の平均値は、公表しない数値ですので、資料の取り扱いには、注意してください。

2ページは、小学校5年生男子の結果です。持久力を測る「20mシャトルラン」が大きく下回っています。また、瞬発力を測る「立ち幅跳び」、投力を測る「ソフトボール投げ」は、例年県平均値より低かったものが、本年度は上回る結果となりました。

3ページは、小学校5年生女子の結果です。県平均値との比較において、昨年度とほぼ同様の結果となっています。なお、「20mシャトルラン」が県平均値を大きく下回っています。

4ページは、中学校2年生男子の結果です。県平均値との比較において、ほぼすべての種目が下回っています。その中でも「立ち幅跳び」が大きく下回っています。

5ページは、中学校2年生女子の結果です。県平均値との比較において、昨年度とほぼ同様の結果となっていますが、「持久走」が大きく下回っております。

6ページは、愛知県と知多市の平均値の比較について4年間の推移を一覧にしたものです。

小学校において、投力をはかる「ソフトボール投げ」「ハンドボール投げ」に改善が見られます。市の子ども体力向上実践事業に関連して投力に着目した実践を継続して行っている小学校が増えており、その成果が表れてきたようです。今後は、もう一つの慢性的な課題である「持久力」に着目した実践にも期待したいと思います。

また、平成23年度に小学5年生の児童が平成26年度の中学2年生の生徒であることを鑑みてその結果を比較すると、男女ともに多くの種目で県平均値を下回っています。中学生は運動への取り組みについて二極化の始まる時期でもありますので、これらの結果については校長会議でも報告し、意識をもってもらいたいと思います。

(質疑・意見)

委員

各中学校には、持久走を行うコースがないのでしょうか。コースがないと危険で走らせることができないということがあります。大府市は、コースを整備しています。

中学校の周りにコースがあれば、高齢者や子どもたちが、ウォーキングやランに親しむことができます。市民全体の健康づくりにつながることになるので、学校が率先するというのもおかしいが、コースを拡充していくと知多市が元気になり、子どもたちの体力も上がることになると思います。

(2) 平成26年度末及び平成27年度始めの儀式の出席者について（報告）

(説明) 学校教育課長

別紙資料により、教育委員による幼稚園・小学校・中学校における卒業(園)式、入学(園)式への出席者を説明した。

(質疑・意見) なし

(教育長は所用により退席した。)

(3) 平成26年度学校給食残菜率(2学期)について（報告）

(説明) 学校教育課長

別紙資料により、2学期の残菜率は、全体で昨年度に比べ減少していること、今後も残菜率の低減に向けて指導するとともにおいしい給食の提供に努めていくことを説明した。

(質疑・意見) なし

(4) 平成27年度知多市学校給食実施計画(案)について（報告）

(説明) 学校教育課長

別紙資料により、平成27年度の学校給食の実施計画について、給食の年間実施回数は小中学校とも185回を予定すること、学期毎の給食開始日及び終了日についてを説明した。

(質疑・意見) なし

(5) 知多市のめざす教育(平成27年度版)(案)について（報告）

(説明) 学校教育課長

別紙資料により、平成27年度版の案における前年度からの変更点を説明した。なお、市の組織改編により青少年支援部門が子ども未来部に移行することにより、3つの課の基本目標となっていることを併せて説明した。

知多市のめざす教育は、今回は報告の形で、委員からの意見を基に、2月の教育委員会定

例会に報告するとともに、そこでの決定を予定していることを説明した。

(質疑・意見)

委員

タイトルの「学び合い、豊かな心を育むまち」ですが、ビジョンで、健やかな体とたくましい心とあり、体力測定の結果もありますが、体も大切ですので、タイトルに取り入れてもらえたらと思います。

教育部長

総合計画と関わることなので、次回の策定時に検討させていただくということをお願いします。

委員長

学校教育における体力向上にかかる取組みの記載がないので、検討してもらえばと思います。

(6) 平成26年12月準要保護者等の認定状況について(報告)

(説明) 学校教育課長

別紙資料により、準要保護、要保護及び特別支援教育における異動並びに要保護及び準要保護の前年度対比を説明した。

(質疑・意見)

委員長

何気ない数字が並んでいるようですが、子どもの実態を反映するもので、学校の中での大事な数字ですので、機会があったら各学校での様子を聞いてください。

(7) 教育委員会後援事業について(報告)

(説明) 学校教育課長

前回の定例会から今回までに、1件を過去の実績等により教育長専決にて後援したことを説明した。

(質疑・意見) なし

7 自由討議

(1) スマートフォンの取扱いについて

委員

小中学校からスマートフォンの取扱いに関して、PTA事務連絡協議会から各家庭に注意喚起がありました。取組みについては、学校からの強制ではなく、PTAからの提案が出てきたということで良いことだと思いますが、学校の先生とPTAが話し合った中で、どこまで踏み込んでどのようなことをお願いするかということがあったと思いますが、現状として

は、9時以降は親の目に留まるところに置きなさいとか、実効性のないことが書かれていて、もう少し、自分たちで考えて、小学生は10時まででそれ以降はラインでの会話は止めましょうとか、より具体的なことを書いてもらえると実効性が上がると思いました。あの内容では、注意喚起にはなりますが、実際に、どれくらいの親が子どもにやりなさいということがあるのかと感じました。

第一歩は踏み出したので、今後は、継続して教育していく必要があるので、来年度も出してもらえればと思いました。

委員長

何度言ったら分かるのかということがありますが、聞いていない人は、何度言っても聞いていないのであり、この問題は、社会病理ということになってきていますので、実効が少しでも上がるように、やれることがあればやっていきたいし、学校教育を通してできることをやっていきたい。

(2) 2月の行事等予定表について

学校教育課長

2月の行事等予定表に追加又は変更した事項を説明した。

8 閉 会 午前11時52分 第1回定例会を閉会
次回は2月13日(金)に定例会を予定
知多市教育委員会会議規則第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成27年1月9日

(委 員) _____

(委 員) _____

(教 育 長) _____

(教育部長) _____